

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三芳町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月1日提出

三芳町長 林 伊佐 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三芳町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年9月30日

三芳町長 林 伊佐 雄

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三芳町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

三芳町長

### 三芳町条例第28号

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三芳町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第1条 三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三芳町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(三芳町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第2条 三芳町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三芳町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

参考

三芳町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第<u>33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第<u>33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

## 参考

### 三芳町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心 身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心 身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>